

令和3年度（2021年度）

事業報告書

社会福祉法人六甲鶴寿園

本部（法人）事業報告書

第1 概要

令和3年度は、前年度に続き、大きな変革の年でした。前年度、令和3年1月12日に神戸市からきしろ荘及び陽だまりの家きしろに対して厳しい行政処分が行われるとともに、当法人に対して運営体制の刷新、第三者委員会の設置などを中心とする特別監査結果通知（法人勧告）がなされました。

市の処分により、3年4月から、きしろ荘は12カ月間事業停止、また、陽だまりの家きしろは6ヶ月間の新規受入停止・介護報酬2割減額となりましたので、きしろ荘のご利用者の多くの方々に陽だまりの家きしろに移動していただきました。職員も一緒に異動しましたので大きな混乱もなく運営することができました。陽だまりの家きしろに対する市の処分は令和3年9月末で終了しましたので10月から新規受入を再開しました。しかしながら10月以降の介護報酬については、減額処分は終了したものの、きしろ荘と同等の利用者負担となるよう全利用者の割引きを行わざるを得ませんでした。

また、不祥事がマスコミで報道された影響が最大のマイナス要因と考えられますが、施設全体を通じて新規の利用者の確保は思うように進みませんでした。

なお、きしろ荘については処分が終わる次年度の再開に向け各種準備を始めようとしたが、耐震診断が行われていないことが判明し診断等を優先する必要があると考えられることから、中断しました。

さらに、市の勧告を受け元理事長等が退任したため役員交代が行われ、併せて施設長人事も行われましたので体制が一新されました。

加えて3年2月に設置された第三者委員会からの報告書が令和3年4月28日に提出されました。報告書は違法行為などが行われた実態把握、原因の究明を行い、責任の所在を明らかにするとともに、取り組むべきガバナンス上の課題や方策を検討し、再発防止策の検討・提言を行っています。提言を受け、次の「第2 重点事項」のとおり、理事を中心に評議員も含めた人事の大幅な刷新が再度行われました。また、重要で緊急不可欠な項目や早期に対応が可能な項目から順次改善等に取り組むとともに、責任問題への対応について検討を進めました。

なお、当法人は違法な時間外労働を行わせたうえ割増賃金を支払わなかったとして、当時の理事長等とともに令和3年3月、労働基準法違反で神戸東労働基準監督署により書類送検されました。その後、令和3年9月、略式起訴され、同月17日付けで神戸簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受けました。速やかに罰金を納付しましたので刑事事件については決着しましたが、労働関連法違反で罰金を受けたことに対するペナルティとして、職員に対する処遇改善加算が12カ月間申請できなくなりました。これにより職員に手当等として支給する財源が一定期間無くなってしまったことは想定外でした。

他方、新型コロナウイルス感染症について、ワクチン接種とともに感染者数・医療資源等

の状況に応じた行動制限や緩和・解除が行われ、全国的に感染者は拡大から減少、そして小康状態になるという数次の波が繰り返されてきました。

当法人においては令和3年1月18日頃から2月末にかけて、きしろ荘で初めて職員及びご利用者数名の感染事例がありました。令和3年度においても、千山荘をはじめ各施設において職員や利用者に感染者が出ましたが、いずれも職員の感染症対策への取り組み努力とワクチン接種の効果も相まって、時間を要したケースもあつたものの抑え込むことができました。なお、一部職員が感染したり、家族等が感染あるいは濃厚接触者になったため職員も念のため出勤を控えざるを得ない、といった事例も相当数ありました。

第2 重点項目

(1) 第三者委員会の提言に基づく経営改善

上記のとおり、令和3年1月に役員交代が行われましたが、これは日常業務に悪影響が出ないよう配慮するとともに、約半年後に評議員を含め役員の一斉改選を控えていたため、暫定的なものでした。

令和3年6月、評議員及び役員改選期を迎えたことから、経営改善の要となる評議員及び理事・監事の役員について、先に出された第三者委員会の提言の趣旨を勘案したうえで、所定の手続きを経て改選が行われました。

そのほか以下のとおり、事業計画に基づくとともに報告書に書かれた提言等の趣旨に沿って各種の経営改善等に取り組みました。

(2) 本部機能の強化

法人本部を実質的に機能させるため、ケアハウスきしろ長寿の里1階エントランスホールの一部を区切って独立した本部執務室を設けるとともに、新たに常勤で専任の本部長を配置するなど、人員の拡充を図りました。

(3) 規程の整備と遵守

第三者委員会報告書において、法人の根本である定款及び定款（施行）細則から見直さなければならない、と指摘されたほか各種規程類についても見直しや改正の必要性を指摘されたことから、順次、見直して改正等を行ってきました。また、各種契約や会計処理についても手続きの見直しや修正に取り組んできました。

(4) 割増賃金未払問題の解決、人手不足問題の解決

令和2年11月以降、在籍する全ての職員を対象に、過去に遡って未払いの割増賃金の有無を調査し時間外労働時間の申告を受け付け、令和3年4月30日にその一部の割増賃金を仮払いしました。その後、各人の残業時間についてできる限り客観的資料を元に確定させ、3年12月に残額の確定払いを行いました。

なお、既に退職していた職員に対しても、判明分については同様の手続きを経て残業時間を確定させ、令和4年のできる限り早い時期に割増賃金の確定払いを行うべく準備

を進めましたので、一部の課題を残して大きな山は越えることができました。

また、職員の人手不足、必要職員の確保に対しては、人材紹介会社を活用するほか、職員募集のチラシを作成し、近隣を含め、地域、エリアを絞って重点的に各戸配布するなど、職員が工夫した新たな試みも行いました。さらにハローワークの利用再開についても新年度のできる限り早い時期から可能となるよう手続きを進めました。

現場における過去の様々な問題点の改善にはまだまだ時間を要しますが、第三者委員報告書で提言されている事項の実現に向けて一つ一つ改善するべく、職員一丸となって日々努力しています。情報発信の重要な手段であるホームページについても新年度に一新すべく、職員の創意・工夫を活かして検討を進めました。

第3 評議員選任・解任委員会について

評議員の改選に当たり、次のとおり評議員選任・解任委員会を開催し、承認を得ました。

会議名	開催年月日	議案・報告事項	結果
評議員選任・解任委員会	令和3年6月28日	①評議員の改選	近藤系子氏、高谷 明氏、鳥井隆史氏、新田勝哉氏、三好登志行氏、上西真一氏、山内賢治氏が選任されました。

第4 理事会について

令和3年度は、次のとおり理事会を開催し、議案について承認を得ました。

会議名	開催年月日	議案・報告事項	結果
第1回理事会 (書面による理事会決議(定款第28条第2項。))	令和3年4月28日	〈報告事項〉 第三者委員会の調査報告について	報告されました。
第2回理事会 (書面による理事会決議(定款第28条第2項。))	令和3年5月18日	①令和3年度本部予算補正の件	原案どおり承認されました。
		②評議員選任・解任委員会委員選任の件	奥村晴夫氏、蒲谷祐二氏、甲山松喜氏、森 茂樹氏が委員に選任されました。

第3回理事会	令和3年6月11日	〈報告事項〉 理事長及び常務理事の 職務執行状況報告	報告されました。
		①令和2年度事業報告 承認の件	原案どおり承認されまし た。
		②令和2年度決算承認 の件	原案どおり承認されまし た。
		③定時評議員会に提案 する理事候補者の選任 の件	竹入正視氏、小森祐輔氏、 宮田克行氏、木村陽一郎 氏、岸本ちづゑ氏、吉田 太一氏が新理事候補とな りました。
		④定時評議員会に提案 する監事候補者の選任 の件	奥村晴夫氏、藪脇直樹氏 が新監事候補となりまし た。
		⑤定時評議員会に提案 する役員及び評議員の 報酬及び費用弁償に関 する規程の改正の件	原案どおり承認されまし た。
		⑥予算の補正の件	原案どおり承認されまし た。
		⑦定時評議員会の招集 の件	原案どおり承認されまし た。
		⑧役員責任賠償保険の 加入の件	原案どおり承認されまし た。
⑨評議員選任・解任委 員会運営細則の改正の 件	原案どおり承認されまし た。		
第4回理事会	令和3年6月24日	〈報告事項〉 理事長専決処分に関す る報告	前回の理事会資料のおけ る誤記の修正を報告

第4回理事会 (続き)	令和3年6月24日 (同)	①評議員選任・解任委員会に提案する評議員候補者の選任の件	近藤系子氏、高谷 明氏、鳥井隆史氏、新田勝哉氏、三好登志行氏、上西真一氏、山内賢治氏が新評議員候補となりました。
第5回理事会	令和3年6月28日	理事長及び常務理事選定の件	宮田克行氏が理事長に、木村陽一郎氏が常務理事に選定されました。
第6回理事会	令和3年11月24日	①令和3年度補正予算	原案どおり承認されました。
		②定款変更の件	原案どおり承認されました。
		③定款細則改正の件	原案どおり承認されました。
		④理事職務規程制定の件	原案どおり承認されました。
		⑤養護老人ホーム六甲台ビラ管理規定の全部改正の件	原案どおり承認されました。
		⑥養護盲老人ホーム千山荘管理規定の全部改正の件	原案どおり承認されました。
		⑦ケアハウスきしろ長寿の里運営規程の全部改正の件	原案どおり承認されました。
		⑧特別養護老人ホーム陽だまりの家きしろ運営規程の全部改正の件	原案どおり承認されました。
		⑨令和3年度第3回評議員会の招集の件	原案どおり承認されました。

第6回理事会 (続き)	(同)	〈報告事項〉 1 「陽だまりの家きしろ」新規受入再開等について	報告されました。
		2 労働基準法関連案件について (1) 一部職員に対する労働基準法違反(時間外労働)に係る略式命令事案 (2) 未払い残業代についての取り組み状況 (3) ケアハウスきしろ長寿の里における夜勤時間帯の休憩時間対応	報告されました。
		3 医師法等の違反事案に係る嘆願書の提出について	報告されました。
		4 運営改善の取り組みについて(第三者委員会報告書への対応を含む) (1) 第三者委員会報告書への対応方針について (2) 具体的に対応した主な項目について(議案決議事項を除く)	報告されました。
第7回理事会	令和4年3月17日	①令和3年度補正予算	原案どおり承認されました。
		②令和4年度事業計画	原案どおり承認されました。

第7回理事会 (続き)	令和4年3月17日 (同)	③令和4年度予算	原案どおり承認されました。
		④特別養護老人ホーム陽だまりの家さしろ運営規程の改正の件	原案どおり承認されました。
		⑤養護老人ホーム六甲台ビラ運営規程の改正の件	原案どおり承認されました。
		⑥デイサービスなごみ運営規程の全部改正の件	原案どおり承認されました。
		⑦六甲鶴寿園職員就業規則の件	原案どおり承認されました。
		⑧六甲鶴寿園パートタイム職員就業規則の件	原案どおり承認されました。
		⑨六甲鶴寿園公印管理規程の改正の件	原案どおり承認されました。
		⑩六甲鶴寿園苦情解決規定の改正の件	原案どおり承認されました。
		⑪元理事長及び元常務理事に対する責任追及の件	原案どおり承認されました。
		⑫令和3年度第4回評議員会の招集の件	原案どおり承認されました。
		〈報告事項〉 1 定款変更に関する議案を評議員会へ提出するに当たり軽微な変更を行ったことについて	報告されました。
		2 医師法等違反に係る略式命令事案について	報告されました。
		3 運営改善の取り組みについて（第三者委員会報告書への対応を含	報告されました。

第7回理事会 (続き)	(同)	む) ○ 労働施策総合推進法への対応について	
		4 六甲鶴寿園報奨金の支払い基準に関する要綱の制定について	報告されました。
		5 神戸市による指導監査の結果について	報告されました。
		6 理事長及び常務理事の職務執行報告について	報告されました。

第5 評議員会について

令和3年度は、次のとおり評議員会を開催し、議案について承認を得ました。

会議名	開催年月日	議案・報告事項	結果
第1回評議員会 (書面による評議員会決議(定款第14条第4項))	令和3年5月18日	①令和3年度本部予算補正の件	原案どおり承認されました
令和3年度定時評議員会	令和3年6月28日	〈報告事項〉 1 令和2年度事業報告	報告されました。
		2 第三者委員会の調査報告書のホームページ公開	報告されました。
		①令和2年度決算承認の件	原案どおり承認されました
		②理事選任の件	竹入正視氏、小森祐輔氏、宮田克行氏、木村陽一郎氏、岸本ちづる氏、吉田太一氏を新理事に選任しました。

令和3年度定時 評議員会 (続き)	(同)	③監事選任の件	奥村晴夫氏、藪脇直樹氏 を新監事に選任しまし た。
		④役員及び評議員の報 酬並びに費用弁償に関 する規程の改正の件	原案どおり承認されまし た。
		⑤予算の補正の件	原案どおり承認されまし た。
第3回評議員会	令和3年12月6日	①令和3年度補正予算	原案どおり承認されまし た。
		②定款変更の件	原案どおり承認されまし た。
		〈報告事項〉 1 「陽だまりの家きし ろ」新規受入再開等 について	報告されました。
		2 労働基準法関連案件 について (1) 一部職員に対す る労働基準法違反(時 間外労働)に係る略式 命令事案 (2) 未払い残業代に ついての取組み状況 (3) 夜勤時間帯の休 憩時間対応	報告されました。
		3 医師法等の違反事案 に係る嘆願書の提出に ついて	報告されました。
4 運営改善の取組み について(第三者委員 会報告書への対応を含 む) (1) 第三者委員会報	報告されました。		

<p>第3回評議員会 (続き)</p>	<p>(同)</p>	<p>告書への対応方針について (2) 具体的に対応した主な項目について (議案決議事項を除く)</p>	
<p>第4回評議員会</p>	<p>令和4年3月28日</p>	<p>①令和3年度補正予算 ②令和4年度事業計画 ③令和4年度予算 〈報告〉 1 元新理事長及び元常務理事に対する責任追及について 2 医師法等違反に係る略式命令事案について 3 運営改善の取り組みについて(第三者委員会報告書への対応を含む) ○労働施策総合推進法への対応について 4 六甲鶴寿園報奨金の支払い基準に関する要綱の制定について 5 神戸市による指導監査の結果について 6 理事長及び常務理事の職務執行報告について</p>	<p>原案どおり承認されました。 原案どおり承認されました。 原案どおり承認されました。 報告されました。 報告されました。 報告されました。 報告されました。 報告されました。</p>

第6 監事監査について

年月日	監査内容	結果
令和3年6月3日 令和3年6月8日	事業報告等の監査 計算関係書類及び財産目録の監査	事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は令和3年1月15日以降は認められない。 計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純財産の状況を全ての重要な点において適正に表示している。事業報告等は、法人の状況を正しく示している。理事の職務執行に不正行為なく、法令に違反する重大な事実が認められない。

第7 理事及び評議員

各時期における理事及び評議員の氏名は以下のとおりです。

	令和3年4月1日現在	令和4年3月31日現在
理事長	竹入 正視	宮田 克行
常務理事	鶴田 正信	木村 陽一郎
理事	入江 竹子	竹入 正視
理事	丹埜 一樹	小森 祐輔
理事	勝木 康裕	岸本 ちづる
理事	吉田 太一	吉田 太一
監事	奥村 晴夫	奥村 晴夫
監事	藪脇 直樹	藪脇 直樹

評議員	近藤 系子	近藤 系子
評議員	高谷 明	高谷 明
評議員	南 葉子	鳥井 隆史
評議員	鳥井 隆史	新田 勝哉
評議員	宝谷 喬子	三好 登志行
評議員	福原 初子	上西 真一
評議員	新田 勝哉	山内 賢治

第8 施設長

各時期における施設と施設長の氏名は以下のとおりです。

施設名	令和3年4月1日現在	令和4年3月31日現在
特別養護老人ホーム きしろ荘	丹埜 一樹	丹埜 一樹
養護盲老人ホーム 千山荘	丹埜 一樹	丹埜 一樹
養護老人ホーム 六甲台ビラ	蒲谷 祐二	蒲谷 祐二
ケアハウス きしろ長寿の里	勝木 康裕	勝木 康裕
特別養護老人ホーム 陽だまりの家きしろ	吉田 太一	吉田 太一
六甲鶴寿園診療所	—	—

※ 特別養護老人ホームきしろ荘は1年間、事業停止。